

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から同年 12 月まで

私は、21 歳の誕生月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、最初の数か月分くらいの国民年金保険料を納付書で、それ以降は銀行からの口座引落しにより納付したことを覚えている。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付している上、平成 16 年 4 月からは、付加保険料も納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の預金取引明細表により、昭和 63 年 9 月及び同年 11 月にそれぞれ 2 か月分の国民年金保険料に見合う金額が引き出されており、平成元年 2 月及び同年 3 月には、それぞれ「ネンキン」として 7,700 円が引き落とされているのが確認できることから、「21 歳の誕生月（昭和 63 年 9 月）に、国民年金の加入手続きを行い、最初の数か月間くらいの国民年金保険料を納付書で納め、その後は口座引落しにより納付した。」「2 回くらい納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付した記憶がある。」とする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、3か月に1度、納付組合を通じて、私の夫の国民年金保険料と併せて納付してきた。夫の分は、納付済みとなっているのに、私の納付記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被保険者名簿では、申立期間について、申立人及びその夫は共に未納と記録されている一方、社会保険事務所の「被保険者記録照会」では、申立人は未納、その夫は納付済みと記録されていることが確認でき、申立人に係る国民年金保険料の納付記録が適切に管理にされていなかったことが認められる。

さらに、申立期間前後の期間については、納付済みとなっている上、申立期間及びその前後を通じて、申立人及びその夫の仕事や住所等の生活状況に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月まで

申立期間については、市役所からの通知が届き、昭和 53 年か 54 年ごろ、会社を午前中休み、通知で指定された支所に隣接する別の支所で国民年金の加入手続を行い、10 数万円の国民年金保険料を当該市役所支所と銀行の出張所の 2 か所で納付した記憶があるので、未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 51 年 1 月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、平成 4 年度以降は、国民年金保険料を前納するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されていた時期である上、納付したとする金額についても、実際に必要な国民年金保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人が、申立期間当時、居住していた市から送付されたとする特例納付の案内通知には、国民年金保険料の納付場所として市役所支所が指定されているが、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、指定された支所に隣接する別の支所で国民年金加入手続を行っていることが確認でき、「指定場所に隣接する支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を当該支所と銀行の出張所で納付した。」とする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

申立期間当時、町役場年金課の職員から電話連絡があり、「集落内で国民年金に未加入であるのは三人だけであり、是非、加入するように。」と言われ、さらに特例納付を勧められたので、翌日、役場年金課を訪ね、特例納付する場合の国民年金保険料が 4 万円くらいであることや、将来の老後生活資金のための話を聞いた。

その後、銀行から定期預金 5 万円を下ろし、その足で役場を訪れ、年金課の職員に国民年金保険料を支払った。

昭和 60 年ごろに役場で確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明した。社会保険事務所にも出向き確認したが、未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、15 年以上にわたり、国民年金保険料を継続して納付している上、付加保険料も納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張する時期は、特例納付が実施されていた時期であり、申立人が納付したと主張する金額についても、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が国民年金保険料を手渡したとする役場の年金担当職員は、当時、実在していたことが確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間については、申立人の夫が共済組合加入期間であるため、国民年金の任意加入期間であるが、町の国民年金被保険者台帳及び申立人の国民年金手帳では、強制加入期間と記録されていることが確認できる上、町

の国民年金被保険者台帳には、国民年金被保険者資格の取得年月日を修正した痕跡等が認められることから、申立人に係る国民年金の記録が適切に管理されていなかったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

加えて、申立人とほぼ同時期に特例納付をしたとする申立人の友人についても、申立人と近接した時期に特例納付をしたことが確認できる。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、任意加入対象期間であることを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年5月までの期間、46年3月、50年1月から同年2月までの期間、52年6月、同年9月から同年10月までの期間及び53年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年5月まで
② 昭和46年3月
③ 昭和50年1月から同年2月まで
④ 昭和52年6月
⑤ 昭和52年9月から同年10月まで
⑥ 昭和53年2月

私の妻が市役所支所で私の国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料の過去の未納期間を調査してもらい、窓口の係の方から一括納付出来ると言われ、国民年金保険料を納付した。未納期間があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする当時、厚生年金保険適用事業所に勤務しており、当該期間の国民年金保険料を納付する資力は十分あったと推認される。

また、申立人の国民年金手帳には、申立人が、昭和54年2月に住所変更をした際に、市役所支所の窓口担当者が、特例納付期間について説明のために申立期間を記載したと推認されるメモが確認でき、「市役所職員から国民年金保険料の過去の未納期間の説明を受けた。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が国民年金保険料を特例納付したとする同一時期に特例納付を行っていることが確認でき、申立人の国民年金保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月まで国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、54年12月から55年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から47年3月まで
② 昭和54年12月から55年2月まで

申立期間については、毎月、私の夫の国民年金保険料と一緒に市役所で納付していたので、私の分だけ未納のはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を納付済み又は申請免除となっている上、申立人が一緒に納付したとするその夫は、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、申立人が一緒に納付していたとするその夫の国民年金保険料は納付済みとなっている上、当該期間直前の昭和45年4月から同年9月までの期間については、今回の申立てを契機として、申立人の国民年金保険料が未納から納付済みに訂正されており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、申立期間②については、申立人が当時、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、誤った国民年金の資格喪失手続により、国民年金保険料の還付手続が行われたこと等が認められることから、当該期間の国民年金保険料は納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和45年10月から47年3月まで国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、54年12月から55年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私の年金納付記録を照会したところ、昭和 44 年分及び 45 年分が未納となっているとのことだったので、再度、調査をお願いしたところ、44 年分は納付されていたことが判明した。

また、私は、昭和 45 年 3 月に結婚して 47 年に転居するまでは、地域公民館に加入し、集金により国民年金保険料を納付していた記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後においても、国民年金に任意加入するとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間直前の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間については、今回の申立てを契機として、申立人の国民年金保険料が未納から納付済みに訂正されており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間直前の昭和 45 年 3 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間以後の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

国民年金に任意加入してから、国民年金保険料については60歳になるまで付加保険料を含めて完納したつもりであるが、申立期間の3か月が未納であるとのことであった。

しかし、昭和55年7月に市長名で発行された「国民年金保険料納付記録」によると、申立期間を含む52年2月から55年7月まで、付加保険料を含めて完納している。

申立期間の3か月だけ国民年金保険料を納付していないとは考えられないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和50年2月に国民年金に任意加入以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付済みである上、付加保険料も納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間については、申立人が申立期間後に転居した市の発行した「国民年金保険料納付記録」では付加保険料を含め納付済みとなっている上、申立人の国民年金被保険者名簿を確認すると、当該期間については、「納」の印を付されている横に「未納」と記載されており、申立人に係る納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人の住所の変更が無いことが確認できるなど、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月3日から同年9月18日まで
② 昭和50年9月30日から同年10月1日まで
③ 昭和57年10月19日から同年11月1日まで

申立期間①については、B社のC丸に乗船した期間について、船員保険被保険者名簿に加入記録が無い旨の回答があったが、給与明細書は残っていないものの、昭和48年8月分の船員保険料は給与から差し引かれていたと思う。

申立期間②については、A社における船員保険の資格喪失日は昭和50年9月30日、D社における資格取得日は同年10月1日となっており、1か月の未加入期間が生じている。両社は同一住所において同族会社として運営を行っており、申立期間②の前後の船員保険の加入記録から考えると、同年9月分だけ船員保険料が給与から差し引かれなかったとは思えない。

申立期間③については、E社における船員保険に係る加入記録は昭和57年11月1日から58年2月15日までとなっているが、船員手帳において雇入日は57年10月19日となっており、同日から船員保険に加入し、船員保険料を差し引かれていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の厚生年金保険の全喪時（平成17年6月6日）における元事業主から聴取したところ、同社とD社は当時の事業主が実の兄弟であり、両社を含めた事業所においては、申立期間を含め、解雇

を伴わない船員の融通を行っていたとの証言を得ているところ、社会保険事務局の保管する申立人に係る船員保険被保険者原票により、申立期間②の直前の昭和 48 年 11 月 24 日から 50 年 9 月 30 日までの期間について、申立人の A 社における船員保険の加入記録が確認できるものの、申立人の保管する船員手帳により、50 年 9 月 16 日から 51 年 6 月 4 日までの期間について、申立人は D 社の F 丸に通信長として雇用されていることが確認できる。

また、当該被保険者原票により、申立期間②の後の昭和 50 年 10 月 1 日から 56 年 2 月 16 日までの期間について、申立人の D 社における船員保険の加入記録が確認できるものの、当該船員手帳により、53 年 5 月 26 日から同年 8 月 4 日までの期間について、申立人は A 社の G 丸に通信長として雇用され、雇止めについては融通返還と当該手帳に記載されていることから、両社においては、船員の融通が日常的に行われていたことが推認できる。

さらに、申立人の A 社における船員保険の資格喪失日は昭和 50 年 9 月 30 日、D 社における資格取得日とその翌日の同年 10 月 1 日であることについて、A 社の元事業主から聴取したところ、船員融通の期間における船員保険被保険者資格の得喪の届出を両社で協議し、A 社における被保険者資格は同年 9 月末まで、D 社における被保険者資格は同年 10 月 1 日からとし、社会保険事務所に届け出たものと思われるとの回答を得ていることを踏まえると、A 社では、申立人に係る資格喪失日を同年 10 月 1 日と届け出るべきところを、同年 9 月 30 日と誤って届け出たものと考えられる。

当該元事業主から聴取したところ、船員融通の期間における保険料の給与からの控除は雇入れの事業所で行い、社会保険事務所への保険料の納付は被保険者が所属する事業所において行われていたとしているものの、両社は既に全喪等しており、その事実を確認できる賃金台帳等の関係資料等はない。申立人について給与形態の変更がなかったことから、A 社における船員保険被保険者の資格喪失日が昭和 50 年 9 月 30 日であることを踏まえると、申立人は申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②における昭和 50 年 9 月の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、事業主が申立てに係る正しい届出を行ったかどうかは不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和 50 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の船員保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人の保管する船員手帳により、B社のC丸に通信長として雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所については、社会保険事務局の保管する船舶所有者一覧により、2隻の船舶を保有していたことが確認できるものの、両船舶が同規模の船舶であったとした場合には12名から14名の船員が必要なものとみられるが、申立期間における当該事業所における船員保険の被保険者数については、社会保険事務局の保管する船舶所有者別被保険者名簿においては7名であり、同時期に乗船した元同僚に係る加入記録は確認できるものの、その他の乗組員に係る加入記録は確認できないことから、当該事業所においては、必ずしもすべての乗組員について、船員保険の加入手続きを行っていなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることはできない。

さらに、社会保険事務局の保管する当該事業所に係る当該被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③については、申立人の保管する船員手帳により、E社のF丸に通信長として雇用されていたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に全喪していることから、申立てに係る関連資料、証言等を得ることができない。

また、社会保険事務局の保管する当該事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿により、申立人の前任（通信長）の元同僚に係る船員保険被保険者の資格喪失日は昭和57年10月30日、申立人の資格取得日は同年11月1日と確認できることから、事業主は、何らかの意図を持って当該被保険者資格の得喪の届出を行ったことがうかがわれるところ、当該元同僚から聴取したものの、申立人の船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、当該被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 51 年 6 月まで

昭和 47 年 7 月に帰郷し、市役所に転入届を提出した際、国民健康保険料が高額であったため、私の父親が市役所へ連絡したところ、職員 2 人が来訪し、その際、国民年金に加入するよう指導を受け、加入手続を行った。私の国民年金保険料は、私の父親が、集金人に毎月、納付していたはずである。集落では報奨金制度があったと聞いているので、申立期間が未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿により、申立人が、初めて国民年金の被保険者となったのは、昭和 51 年 12 月であることが確認できることから、申立期間については国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「20 歳の加入手続の際、もらった年金手帳はオレンジ色であった。」と述べているが、申立人が 20 歳時の昭和 47 年当時、実際に交付されていた年金手帳の色とは異なっており、申立てには不自然さが見られる。

加えて、申立人の父親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月及び40年9月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年9月
 : ② 昭和40年9月から48年9月まで

私は、昭和41年1月に結婚し、それまで未納であった申立期間の国民年金保険料を私の妻の分と一緒にさかのぼって納付した。その後は、定期的に婦人会の班長が、各戸を集金にまわっており、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。保険料を納付した際、証明として台紙にシールを貼っていたことを覚えている。夫婦で納付していたので、私の妻が納付済みなのに私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成10年4月に厚生年金保険の被保険者期間との照合により、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が、昭和48年10月1日から39年9月4日にさかのぼって訂正されたことに伴い、新たに国民年金の被保険者期間として追加処理された期間であることが確認でき、それまでは国民年金の未加入期間であったと推認されることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、記録訂正が行われた平成10年4月の時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人が、国民年金の再加入手続を行い、申立期間直後の昭和48年10月から51年3月までの国民年金保険料を一括して過年度納付した50年12月の時点でも、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から58年3月までの期間及び61年4月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から58年3月まで
② 昭和61年4月から平成元年5月まで

私は、刑務所から出所後に在監証明書を社会保険事務所に持って行き、免除申請をしようとしたが、申請が認められなかったのは納得できないので、在監期間中を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の申請免除については、国民年金法第90条の規定に基づき、申請のあった日以後、国民年金保険料全額免除期間に算入することができることとされており、申立人が刑務所を出所後に免除申請を行ったとしても、申立期間を免除期間とすることはできないこととされている。

また、申立人は、刑務所から出所後、刑務所に入所している期間の在監証明書を添付して社会保険事務所に免除申請したが認められなかったとして、事前に申立期間の免除申請を行っていないことを認めている。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 12 日から平成 4 年 2 月 19 日まで
申立期間について雇用保険の加入実績があること、また、健康保険証をもらった記憶があることから、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主から聴取した結果、「申立人については、パート労働者待遇であり、雇用保険への加入手続は行ったが、厚生年金保険及び健康保険への加入手続は行っていない。申立期間当時の申立人に係る賃金台帳を確認しようとしたが、見つけることはできなかった。」旨の証言を得ている。

また、申立人については、申立期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 11 日から 42 年 1 月 19 日まで

私は、国民年金の納付期間中に商工会議所であった年金相談で、初めて申立事業所に係る厚生年金保険の脱退手当金が支給されていることに気づいたが、それまでは脱退手当金という制度があることさえ知らなかった。

当該事業所を退職した時は、退職金も無く、脱退手当金をもらった記憶も無い。

脱退手当金を受給したとされる頃は、社会保険事務所に行ったこともなく、どこにあったかも知らなかったので、受給したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた申立事業所に係る被保険者原票において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている 50 名のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失日からおおむね 2 年以内に資格喪失した女性で、当該事業所で 2 年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、4 名中 2 名に支給記録があり、いずれも資格喪失日から約 3 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、申立人が挙げる元同僚 1 名については、当該事業所の厚生年金保険の資格喪失日は申立人より約 2 か月前の昭和 41 年 11 月 14 日であるにもかかわらず、脱退手当金の支給決定日は申立人と同日の 42 年 7 月 28 日であることが確認できる。

また、申立人と同様に夫婦で当該事業所に勤務し、出産直前まで在職していた元同僚 2 名のうち、同社に係る脱退手当金の支給記録がある 1 名から聴取したところ、「事業所からは脱退手当金に関する説明は無かったものの、従業員間で話題にあがり承知していたので、総務担当者に同手当金

の請求手続を依頼し、同手当金を受け取った。受け取りは、受給当時に当該事業所に在籍していた夫が行ったはずである。」との回答を得ていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和42年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月2日から34年1月1日まで

私は、年金特別便でA社における加入記録が無いことに気づき、社会保険事務所に年金記録を照会したところ、同社に勤務していた申立期間については、厚生年金保険の脱退手当金を昭和34年3月27日に支給済みであるとの回答があった。

私は、昭和34年11月に長女を出産し、同手当金受給当時は、B市で生活しており、脱退手当金を支給された記憶はまったく無いことから、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していたA社に係る被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている48名のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失日からおおむね2年以内に資格喪失した女性で、同社で2年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、7名中6名に支給記録があり、いずれも資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、同社に係る脱退手当金の支給記録がある元同僚2名から聴取したところ、1名(元会計事務担当)からは「事業所から脱退手当金受給の意思確認が有り、事業所において脱退手当金の手続をしてもらい、社会保険事務所で脱退手当金を受け取った。当時、女性は脱退手当金を受給するのが一般的だった。」、残り1名からは「事業所からの脱退手当金に関する説明や受給に関する意向の確認も無いまま、事業所において脱退手当金の手続が行われて、一時金がありますと書類を渡されて社会保険事務所に受け取りに行った。」との回答を得ている。当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、当該事業所においては事業主による代理請求がなされていたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを

意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後の昭和34年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見受けられ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。